

山梨県公報

第二千七百三十四号

平成二十九年

十月二日

月 曜 日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………六七一
- 道路の区域変更……………六七一
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………六七一

公告

- 平成二十九年山梨県准看護師試験の実施……………六七二
- 土地改良区役員の退任……………六七二
- 公共測量の実施……………六七二

教育委員会

- 一般競争入札について……………六七三

告示

山梨県告示第三百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定する区域 甲斐市篠原字山ノ神千三百五十五番一及び千三百五十五番二の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町小沢字上田中四二番一地从先から 大月市猿橋町小沢字上田中四二番一〇地先まで	六・六 九・六	四・五 九・六		三九・七

山梨県告示第三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定の年月日 平成二十九年九月二十五日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字城山東三千三十三番九
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五五・一一メートル

山梨県告示第三百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二日

- 一 指定の年月日 平成二十九年九月二十五日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 指定道路の位置 富士吉田市下吉田一丁目五千六百六十二番十一、五千六百六十三番五及び五千六百六十五番三
- 三 指定道路の幅員 四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十・三〇メートル

公 告

● 平成二十九年山梨県准看護師試験の実施
 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十九年山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。
 平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成三十年二月十八日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験方法 筆記試験
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
 - 七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
 - 八 受験願書の配布期間及び配布場所
 - 1 配布期間 平成二十九年十一月六日（月）から同月十七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前

九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに同月十七日（金）までに到達するように送付すること。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八二に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

3 受付期間 平成二十九年十二月十一日（月）及び同月十二日（火）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月十一日（月）又は同月十二日（火）の消印のあるものを有効とする。その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二二三―一四八四）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
 平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	望月清賢	山梨市南千四百一番地	平成二十九年八月十三日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年十月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び昭和町
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年十月二日

山梨県立博物館

副館長 渡 辺 健

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立博物館常設展示関連機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

4 納入場所 山梨県立博物館副館長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県立博物館

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十九年山梨県告示第二百二十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であり、取扱業種に「リース」が登録されていること。

4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県立博物館副館長が認められた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十九年十月二十日(金)まで(山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日(以下「休館日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一 山梨県立博物館総務課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年十月十三日(金)までの日(休館日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十月十六日(月) 午前十一時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一 山梨県立博物館交流室

4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十一月十三日(月) 午前十一時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一 山梨県立博物館生涯学習室

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

3 Bureau in charge:
General affairs section, Yamanashi Prefectural Museum, 1501-1 Narita Misaka
Fuefuki Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-261-2631

- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。
 - (三) 問合せ先 山梨県立博物館(電話〇五五―二六一―二六三二)
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required:
Computer equipment of permanent exhibition 1 set
 - 2 Date and time for tender:
11:00AM November 13, 2017